



行政相談マスコット  
キウーン

令和4年10月13日  
総務省行政評価局

## 全国通訳案内士の登録等における旧姓併記の円滑な運用について ～行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえた改善～

総務省行政評価局は、以下の行政相談を受けて、全国通訳案内士が業務で旧姓を使用する際の環境整備等の観点から、行政苦情救済推進会議で審議しました。

同会議の審議結果を踏まえ、観光庁は、全国通訳案内士の業務において、希望者がより旧姓を使用しやすくするための対応を行いました。

### 1 行政相談の要旨

国家資格「全国通訳案内士」試験に合格したので、都道府県の窓口で登録申請を行うにあたり、旧姓での登録を希望したが、受理してもらえなかった。

観光庁に申し出たが、登録する氏名については、現行の姓名で登録する必要があり、希望する者は、括弧書きで旧姓を併記することは可能であるが、旧姓のみの登録は認められないとの説明だった。

しかし、全国通訳案内士は、業務を行う前に案内を受ける者に登録証を提示することとされており、登録証に旧姓が併記されていると、顧客や取引先において混乱が生じるおそれがある。また、婚姻の有無という不要な個人情報をさらすことにもなる。

全国通訳案内士の業務において、旧姓が使用できるようにしてほしい。また、登録証に記載する氏名と、通訳案内士登録情報検索サービスにおいて公開される氏名について、旧姓のみで記載できるようにしてほしい。

- 審議結果について  
⇒ 2ページへ
- 制度の概要について  
⇒ 3ページへ
- 議事概要について  
⇒ こちらへ

旧姓を使いやすくないかな？



URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan\\_n/giji.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/giji.html)

## 2 行政苦情救済推進会議の審議結果

### 分かったこと

- 全国通訳案内士の業界団体や、旧姓併記で登録している全国通訳案内士の意見を聴取したところ、
  - ✓ 業務を行う上で旧姓を使用することは可能である。
  - ✓ 登録証が旧姓併記となっていることで、各種の事務手続を行う際に、現行の姓名との一致が証明できるといったことから、登録証の氏名の記載は現行の旧姓併記が便利であるとの意見が聞かれた。
- 全国通訳案内士の登録数が多い都道府県における登録時の旧姓併記への対応状況について調査したところ、
  - ✓ 旧姓併記での登録が可能であることを把握していなかった都道府県があった。
  - ✓ 通訳案内士登録情報検索サービス上に氏名が旧姓併記で入力されている場合、各都道府県において入力方法が異なっていた。都道府県等が検索する場合に旧姓の入力方法によっては、検索してもヒットしない可能性がある。

### 会議の意見

- ✓ 希望者が旧姓で仕事ができるようにするためには、旧姓併記での登録が可能であることが認知されるよう、周知徹底を図ることが重要ではないか。
  - ⇒ **観光庁の対応①へ**
- ✓ 入力方法が統一化されていることが希望者の便宜になるのではないか。そうすれば、検索の仕方でヒットしないことも解消するのではないか。
  - ⇒ **観光庁の対応②へ**

## 3 観光庁の対応

行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえ、観光庁は以下のとおり対応しました。

### 対応①

登録事務を担う都道府県に対し、旧姓の使用を希望する者は旧姓併記での登録が可能であることを周知徹底。

### 対応②

通訳案内士登録情報検索サービスについて、氏名を入力方法を統一し、入力事務を行う都道府県に周知徹底。

 (統一前) 戸籍上の姓(旧姓) + 名 など 例) 行政(相談) 花子 など

 (統一後) 戸籍上の姓+名(旧姓+名) 例) 行政 花子(相談 花子)



## 制度の概要



### <全国通訳案内士>

通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に基づき、「報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を業とする。」とされており、高度な外国語能力や日本全国の歴史・地理・文化等の観光に関する質の高い知識を有する者として国家試験に合格し、「全国通訳案内士」として、居住する都道府県知事の登録を受けた者。

### <全国通訳案内士の登録>

都道府県が備える全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けなければならないとされており（法第 18 条、第 19 条）、登録を受けた者に交付される全国通訳案内士登録証には、当該登録簿に登録された事項が記載される（法第 22 条）。

登録する氏名は、本人確認のため、現行の姓名である必要がある。一方、運用において、旧姓の使用を希望する者には、登録する氏名に括弧書きで旧姓を併記することが認められている。

### <通訳案内士登録情報検索サービス>

観光庁が運営する、インターネット上の情報提供サービス（平成 30 年 1 月本格稼働）。このサービスでは、通訳案内士は、希望すれば、旅行会社等（観光庁から閲覧の承認を受けた者）に対して、自己 PR や得意分野等の情報発信が可能になるとともに、旅行会社等においても、全国の通訳案内士の検索が可能となる。

(本件に関する連絡先)  
総務省 行政評価局 行政相談管理官室  
電 話：03-5253-5111（代表）